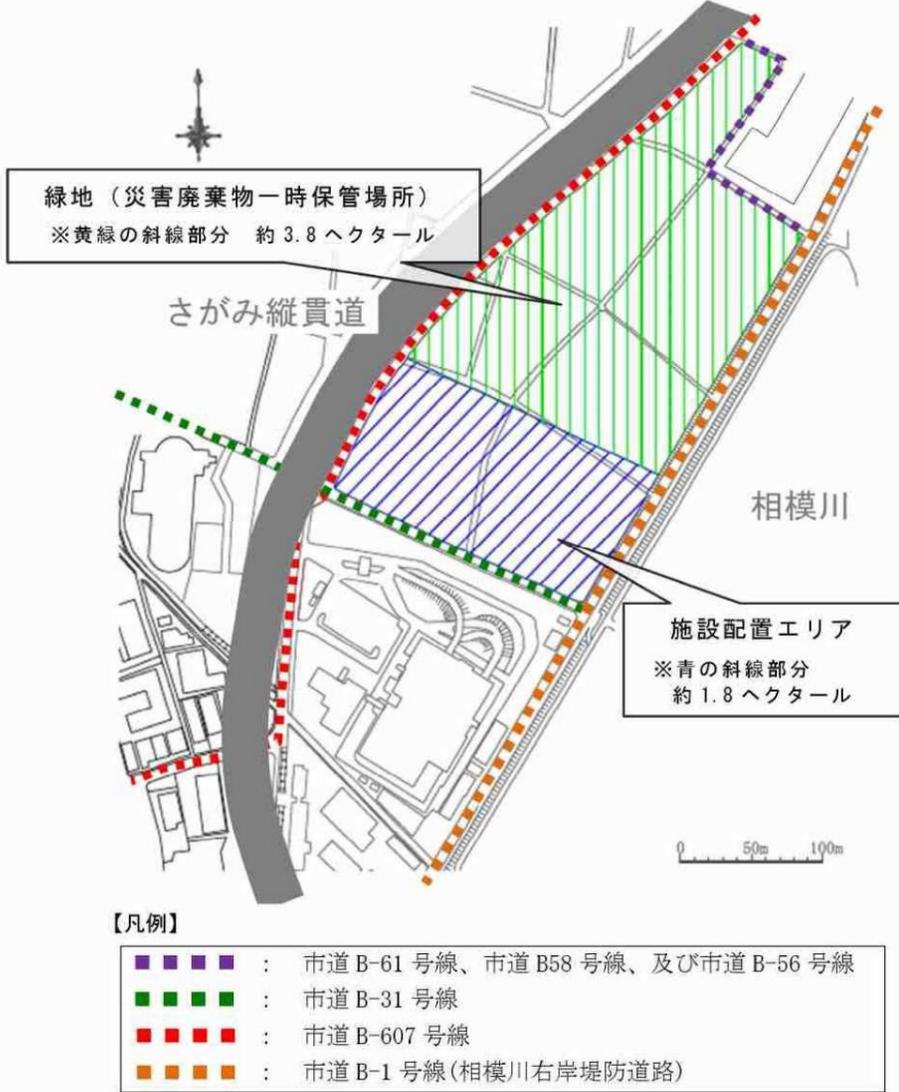
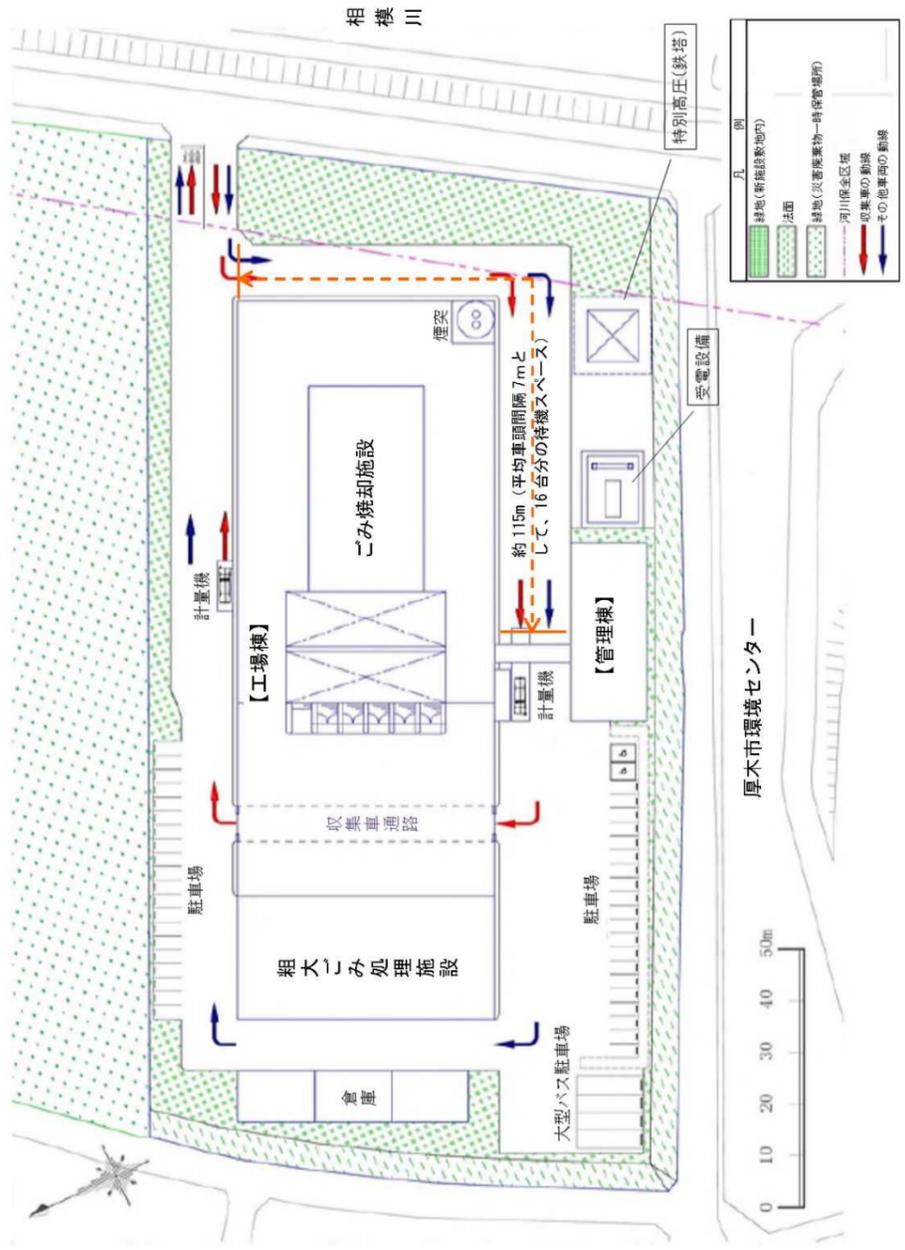
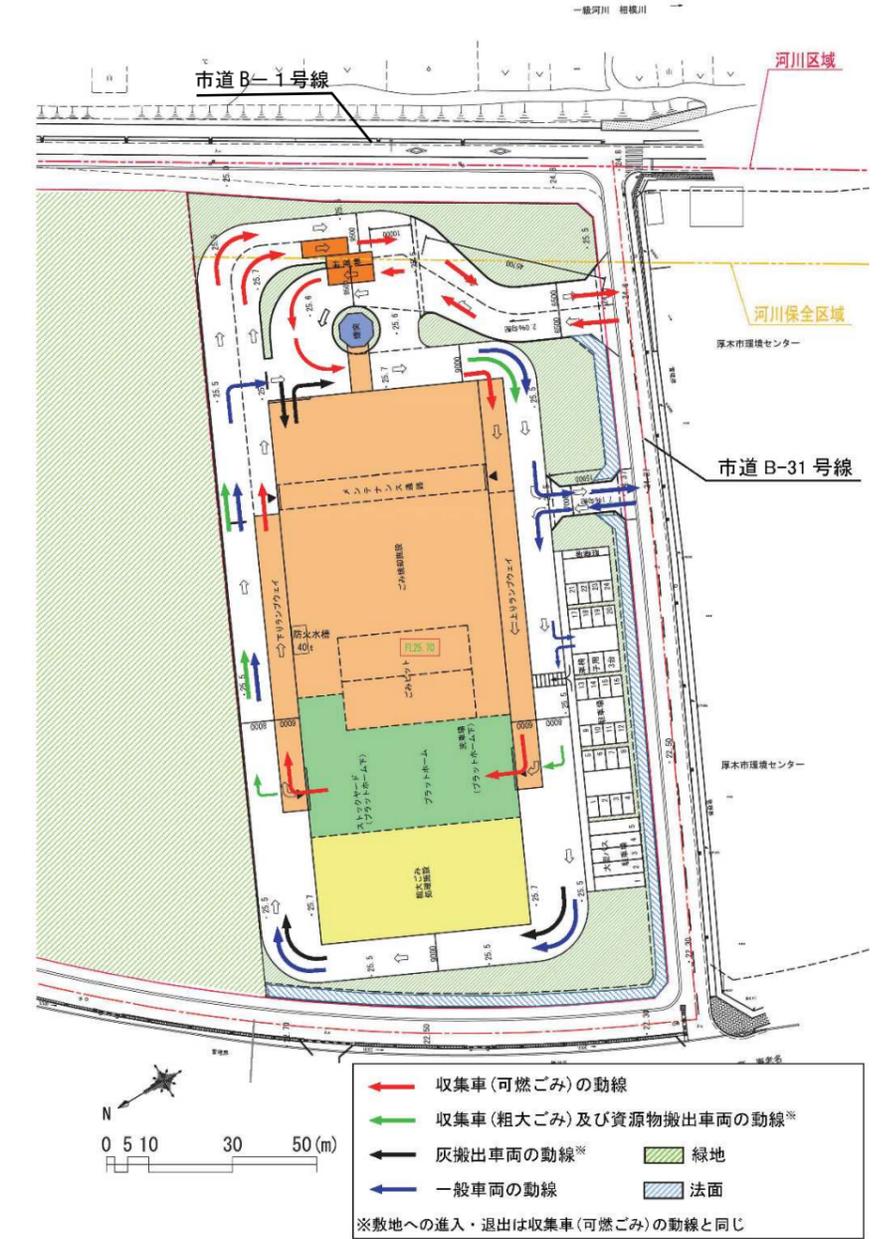


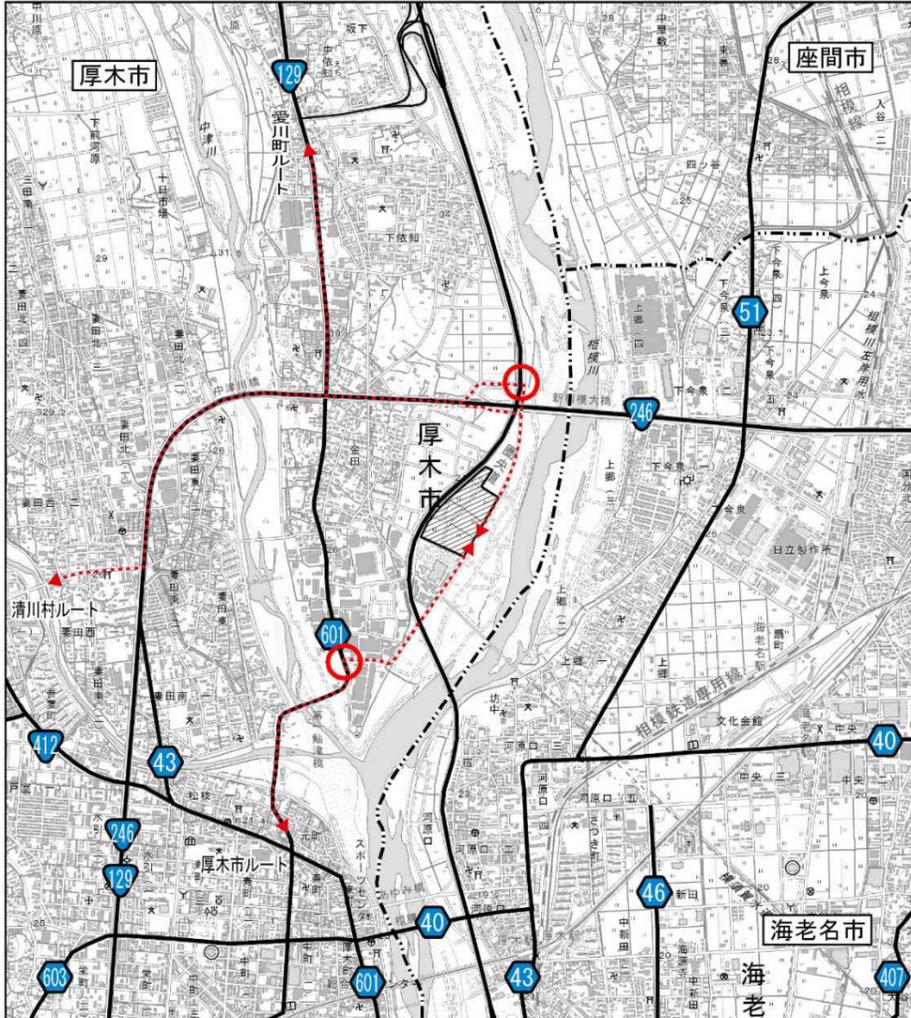
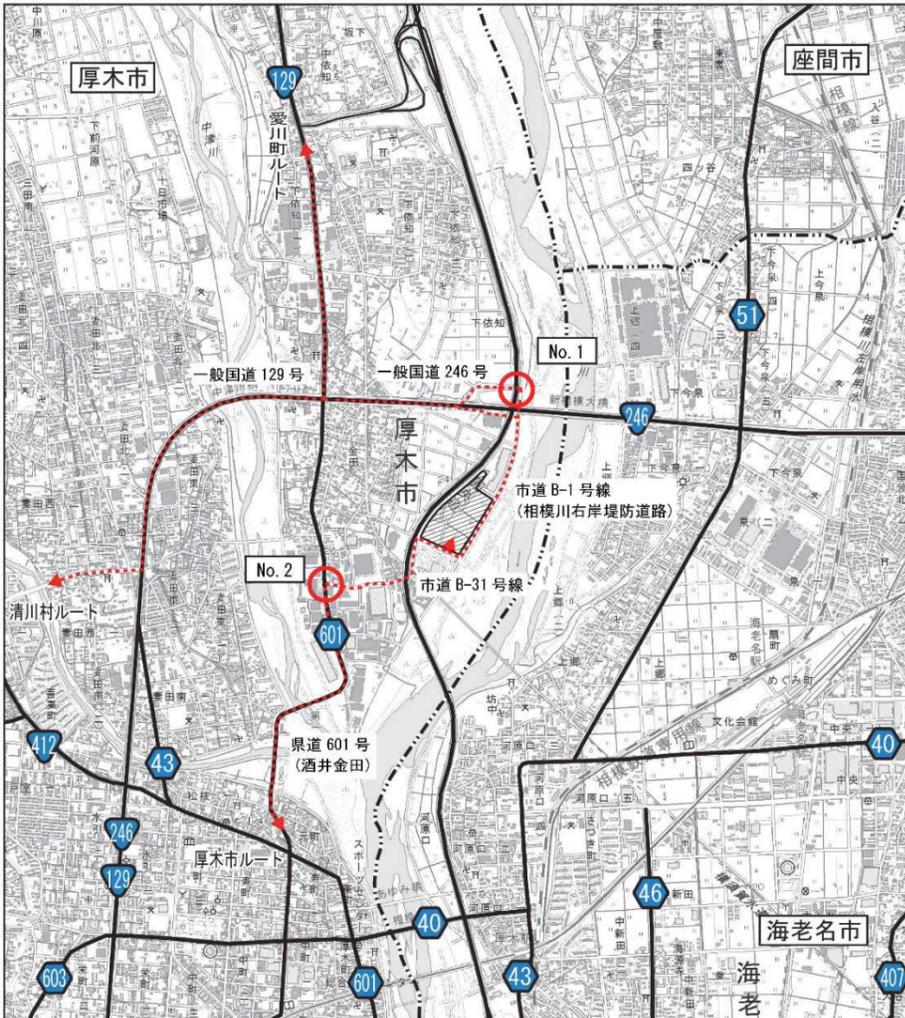
実施計画書からの変更内容

項目	実施計画書	予測評価書案	変更理由等
<p>(1) 実施区域の範囲及び土地利用計画</p>	<p>【実施計画書 p. 3-1-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施区域面積：約 5.6ha</li> <li>緑地（災害廃棄物一時保管場所）の面積：約 3.8ha</li> </ul>  <p>緑地（災害廃棄物一時保管場所） ※黄緑の斜線部分 約 3.8 ヘクタール</p> <p>さがみ縦貫道</p> <p>相模川</p> <p>施設配置エリア ※青の斜線部分 約 1.8 ヘクタール</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市道 B-61 号線、市道 B58 号線、及び市道 B-56 号線</li> <li>市道 B-31 号線</li> <li>市道 B-607 号線</li> <li>市道 B-1 号線（相模川右岸堤防道路）</li> </ul>	<p>【予測評価書案 p. 104】</p> <p>実施区域面積：約 5.5ha</p> <p>緑地のエリア（災害廃棄物一時保管場所）の面積：約 3.7ha</p>  <p>緑地のエリア （災害廃棄物一時保管場所） 約 3.7 ヘクタール</p> <p>施設エリア 約 1.8 ヘクタール</p>	<p>外周市道の拡幅が必要になったため、実施区域の境界を後退させた結果、全体面積は 5.6ha から 5.5ha に減少します。施設エリアの面積を約 1.8ha 確保するため、緑地（災害廃棄物一時保管場所）の面積が約 0.1ha 減少することとなります。</p>

# 実施計画書からの変更内容

項目	実施計画書	予測評価書案	変更理由等
<p>(2) 施設配置・敷地内動線計画</p>	<p>【実施計画書 p. 3-3-7】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理棟は、幅 15m、長さ 30mを確保する。</li> <li>工場棟と管理棟を結ぶ通路は、渡り廊下を設置する。</li> <li>出入口は、施設配置エリアの東側に面する相模川右岸堤防道路に接続する。</li> </ul> 	<p>【予測評価書案 p. 121】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工場棟はプラットホームを2階レベルとするランプウェイ方式として、管理エリアを工場棟内に整備する。</li> <li>出入口は、施設配置エリアの南側に面する市道 B-31 号線に接続する。</li> <li>収集車両等と一般車両の出入口は安全面から分離する。</li> </ul> 	<p>出入口については、交通管理者である神奈川県警察との協議の結果、市道 B-1 号線（相模川右岸堤防道路）から計画施設に直接右折入場することは、施設入口で滞留が起こった場合に通行の安全性が確保できないため、実施区域南側の市道 B-31 号線に右折した後に計画施設に入場することの指導があり、通行上の安全性を高めるため変更しました。</p> <p>なお、収集車両等と一般車両の出入口は安全面から分けて整備します。</p> <p>管理棟及び工場棟については、限られた敷地面積を有効に活用するため、管理棟は設置せず、管理棟の機能を工場棟に集約します。</p>

# 実施計画書からの変更内容

項目	実施計画書	予測評価書案	変更理由等
<p>(3) 搬入計画及び評価項目「安全（交通）」の調査地点</p>	<p>【実施計画書 p. 4-85 (p. 3-3-14 等の関連箇所あり)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トーヨーソフラン交差点</li> </ul>  <p>図 4-2-11 安全（交通）の調査・予測地点</p>	<p>【予測評価書案 p. 599 (p. 134 等の関連箇所あり)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境センター入口交差点</li> </ul>  <p>図 5-2-21-1 安全（交通）の調査地点</p>	<p>搬入計画のうち、敷地北側からのアクセスは、前述の「施設配置・敷地内動線計画」と同様の理由によるものです。また、敷地南側からのアクセスについては、「県道 601 号（酒井金田）」を北進する車両がカーブを曲がり切った直後の信号がない交差点を右折することから、交通管理者である神奈川県警察から安全確保が図れないとの指摘があり、現施設の収集車両が安全に右折している、信号のある環境センター入口交差点から計画施設南側に至るルートに変更しました。</p> <p>これに伴い、評価項目である「安全（交通）」の調査地点を変更後の交差点に変更しました。</p>

実施計画書からの変更内容

項目	実施計画書	予測評価書案	変更理由等																																																																																																						
<p>(4) 工事計画及び評価項目「廃棄物・発生土（発生土）」</p>	<p>【実施計画書 p. 3-2-1】</p> <p style="text-align: center;">表 3-2-2 主な工事の概要</p> <table border="1" data-bbox="439 338 1338 890"> <thead> <tr> <th>主な工事</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成工事</td> <td>現状が水田であり、相模川に隣接しているため、浸水対策を目的に実施区域を約 2m 嵩上げる。盛土に使用する土はダンプトラックにより搬入する。 また、今後実施する地質調査の結果によっては、現況地盤の軟弱地盤対策工事を実施したうえで、盛土工事を行い、盛土工事完了後、盛土部分の整地を行い、その後、法面・擁壁、雨水排水側溝等の工事を行う。</td> </tr> <tr> <td>施設建設工事</td> <td>工場棟及び煙突等の建築工事は、クレーンによる鉄骨工事及び鉄筋の組立工事を行い、コンクリートの打設やALC<sup>®</sup>の貼付を行う。また、これに併行して順次プラント工事を実施する。プラント機器の搬入は、トラックにて行い、組み立て・据付はクレーン等を用いて行う。</td> </tr> <tr> <td>掘削工事</td> <td>ごみピット及び排水貯留槽等の掘削工事に当たっては、遮水性の高い土留工法等を採用する。なお、掘削時には、必要に応じてウェルポイント工法<sup>®</sup>等により地下水位を低下させて工事を実施する。 <u>また、掘削工事によって発生した掘削土は、実施区域内で再利用を図るため、建設発生土は発生しない。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>【実施計画書 p. 4-2（一部抜粋）】</p> <table border="1" data-bbox="439 989 1240 1325"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">環境影響要因の区分</th> <th colspan="3">工事の実施</th> <th colspan="3">土地又は工作物の存在及び供用</th> </tr> <tr> <th>造成工事等</th> <th>建設機械の稼働</th> <th>工事用車両の走行</th> <th>存在</th> <th>土地又は工作物の</th> <th>施設の稼働</th> <th>関係車両の走行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価項目</td> <td>評価細目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物・発生土</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生土</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な工事	概要	造成工事	現状が水田であり、相模川に隣接しているため、浸水対策を目的に実施区域を約 2m 嵩上げる。盛土に使用する土はダンプトラックにより搬入する。 また、今後実施する地質調査の結果によっては、現況地盤の軟弱地盤対策工事を実施したうえで、盛土工事を行い、盛土工事完了後、盛土部分の整地を行い、その後、法面・擁壁、雨水排水側溝等の工事を行う。	施設建設工事	工場棟及び煙突等の建築工事は、クレーンによる鉄骨工事及び鉄筋の組立工事を行い、コンクリートの打設やALC <sup>®</sup> の貼付を行う。また、これに併行して順次プラント工事を実施する。プラント機器の搬入は、トラックにて行い、組み立て・据付はクレーン等を用いて行う。	掘削工事	ごみピット及び排水貯留槽等の掘削工事に当たっては、遮水性の高い土留工法等を採用する。なお、掘削時には、必要に応じてウェルポイント工法 <sup>®</sup> 等により地下水位を低下させて工事を実施する。 <u>また、掘削工事によって発生した掘削土は、実施区域内で再利用を図るため、建設発生土は発生しない。</u>	区分	環境影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			造成工事等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	存在	土地又は工作物の	施設の稼働	関係車両の走行	評価項目	評価細目								廃棄物・発生土	○					○			発生土								<p>【予測評価書案 p. 105】</p> <p style="text-align: center;">表 4-2-2 主な工事の概要</p> <table border="1" data-bbox="1380 338 2279 905"> <thead> <tr> <th>主な工事</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成工事</td> <td>現状が水田であり、相模川に隣接しているため、浸水対策を目的に実施区域を既存堤防高さ程度の TP+25.5 として、約 3m の嵩上げをする。盛土に使用する土はダンプトラックにより搬入する。 また、今後実施設計段階において実施する地質調査の結果によっては、現況地盤の軟弱地盤対策工事を実施したうえで、盛土工事を行い、盛土工事完了後、盛土部分の整地を行い、その後、法面・擁壁、雨水排水側溝等の工事を行う。</td> </tr> <tr> <td>施設建設工事</td> <td>工場棟及び煙突等の建築工事は、クレーンによる鉄骨工事及び鉄筋の組立工事を行い、コンクリートの打設やALC<sup>®</sup>の貼付を行う。また、これに併行して順次プラント工事を実施する。プラント機器の搬入は、トラックにて行い、組み立て・据付はクレーン等を用いて行う。<u>杭工事に伴い発生する泥土は、盛土として再利用することに適さないことから、場外に搬出する。</u></td> </tr> <tr> <td>掘削工事</td> <td>ごみピット及び排水貯留槽等の掘削工事に当たっては、遮水性の高い土留工法等を採用する。なお、掘削時には、必要に応じてウェルポイント工法<sup>®</sup>等により地下水位を低下させて工事を実施する。ごみピット及び排水貯留槽等の掘削により発生した掘削土は、実施区域内で再利用を図る。<u>また、山留め工事に伴い発生する泥土は、盛土として再利用することに適さないことから、場外に搬出する。</u></td> </tr> <tr> <td>外構工事</td> <td>転圧機等により植栽工事や舗装工事、排水工事等を行う。</td> </tr> <tr> <td>緑地整備工事</td> <td>広場の整備、管理事務所・トイレの建設等を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【予測評価書案 p. 138（一部抜粋）、調査、予測及び評価は p. 416～417】</p> <table border="1" data-bbox="1380 978 2181 1314"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">環境影響要因の区分</th> <th colspan="3">工事の実施</th> <th colspan="3">土地又は工作物の存在及び供用</th> </tr> <tr> <th>造成工事等</th> <th>建設機械の稼働</th> <th>工事用車両の走行</th> <th>存在</th> <th>土地又は工作物の</th> <th>施設の稼働</th> <th>関係車両の走行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価項目</td> <td>評価細目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物・発生土</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>発生土</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ◎：実施計画書から追加選定した項目</p>	主な工事	概要	造成工事	現状が水田であり、相模川に隣接しているため、浸水対策を目的に実施区域を既存堤防高さ程度の TP+25.5 として、約 3m の嵩上げをする。盛土に使用する土はダンプトラックにより搬入する。 また、今後実施設計段階において実施する地質調査の結果によっては、現況地盤の軟弱地盤対策工事を実施したうえで、盛土工事を行い、盛土工事完了後、盛土部分の整地を行い、その後、法面・擁壁、雨水排水側溝等の工事を行う。	施設建設工事	工場棟及び煙突等の建築工事は、クレーンによる鉄骨工事及び鉄筋の組立工事を行い、コンクリートの打設やALC <sup>®</sup> の貼付を行う。また、これに併行して順次プラント工事を実施する。プラント機器の搬入は、トラックにて行い、組み立て・据付はクレーン等を用いて行う。 <u>杭工事に伴い発生する泥土は、盛土として再利用することに適さないことから、場外に搬出する。</u>	掘削工事	ごみピット及び排水貯留槽等の掘削工事に当たっては、遮水性の高い土留工法等を採用する。なお、掘削時には、必要に応じてウェルポイント工法 <sup>®</sup> 等により地下水位を低下させて工事を実施する。ごみピット及び排水貯留槽等の掘削により発生した掘削土は、実施区域内で再利用を図る。 <u>また、山留め工事に伴い発生する泥土は、盛土として再利用することに適さないことから、場外に搬出する。</u>	外構工事	転圧機等により植栽工事や舗装工事、排水工事等を行う。	緑地整備工事	広場の整備、管理事務所・トイレの建設等を行う。	区分	環境影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用			造成工事等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	存在	土地又は工作物の	施設の稼働	関係車両の走行	評価項目	評価細目								廃棄物・発生土	○					○			発生土	◎							<p>【嵩上げ高さ】</p> <p>実施区域の嵩上げは、堤防道路高さまで現況地盤から平均で約 2m の盛土をすることとしていましたが、神奈川県が出している浸水想定 150 年に 1 回に対応するため、堤防道路の最も高いレベル (TP+25.4) からさらに +10cm 盛土し、TP+25.5 としたことにより現況地盤からの嵩上げ高さを約 3m としました。</p> <p>【廃棄物・発生土（発生土）】</p> <p>造成工事等における山留め工事及び杭工事による発生土は泥土であり、いずれも盛土として再利用することに適さないことから、場外に搬出することとしました。</p> <p>それに伴い、「廃棄物・発生土（発生土）」を評価項目として追加しました。</p> <p>※外構工事、緑地整備工事は事業計画の具体化により追記しています。</p>
主な工事	概要																																																																																																								
造成工事	現状が水田であり、相模川に隣接しているため、浸水対策を目的に実施区域を約 2m 嵩上げる。盛土に使用する土はダンプトラックにより搬入する。 また、今後実施する地質調査の結果によっては、現況地盤の軟弱地盤対策工事を実施したうえで、盛土工事を行い、盛土工事完了後、盛土部分の整地を行い、その後、法面・擁壁、雨水排水側溝等の工事を行う。																																																																																																								
施設建設工事	工場棟及び煙突等の建築工事は、クレーンによる鉄骨工事及び鉄筋の組立工事を行い、コンクリートの打設やALC <sup>®</sup> の貼付を行う。また、これに併行して順次プラント工事を実施する。プラント機器の搬入は、トラックにて行い、組み立て・据付はクレーン等を用いて行う。																																																																																																								
掘削工事	ごみピット及び排水貯留槽等の掘削工事に当たっては、遮水性の高い土留工法等を採用する。なお、掘削時には、必要に応じてウェルポイント工法 <sup>®</sup> 等により地下水位を低下させて工事を実施する。 <u>また、掘削工事によって発生した掘削土は、実施区域内で再利用を図るため、建設発生土は発生しない。</u>																																																																																																								
区分	環境影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用																																																																																																				
		造成工事等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	存在	土地又は工作物の	施設の稼働	関係車両の走行																																																																																																	
評価項目	評価細目																																																																																																								
	廃棄物・発生土	○					○																																																																																																		
	発生土																																																																																																								
主な工事	概要																																																																																																								
造成工事	現状が水田であり、相模川に隣接しているため、浸水対策を目的に実施区域を既存堤防高さ程度の TP+25.5 として、約 3m の嵩上げをする。盛土に使用する土はダンプトラックにより搬入する。 また、今後実施設計段階において実施する地質調査の結果によっては、現況地盤の軟弱地盤対策工事を実施したうえで、盛土工事を行い、盛土工事完了後、盛土部分の整地を行い、その後、法面・擁壁、雨水排水側溝等の工事を行う。																																																																																																								
施設建設工事	工場棟及び煙突等の建築工事は、クレーンによる鉄骨工事及び鉄筋の組立工事を行い、コンクリートの打設やALC <sup>®</sup> の貼付を行う。また、これに併行して順次プラント工事を実施する。プラント機器の搬入は、トラックにて行い、組み立て・据付はクレーン等を用いて行う。 <u>杭工事に伴い発生する泥土は、盛土として再利用することに適さないことから、場外に搬出する。</u>																																																																																																								
掘削工事	ごみピット及び排水貯留槽等の掘削工事に当たっては、遮水性の高い土留工法等を採用する。なお、掘削時には、必要に応じてウェルポイント工法 <sup>®</sup> 等により地下水位を低下させて工事を実施する。ごみピット及び排水貯留槽等の掘削により発生した掘削土は、実施区域内で再利用を図る。 <u>また、山留め工事に伴い発生する泥土は、盛土として再利用することに適さないことから、場外に搬出する。</u>																																																																																																								
外構工事	転圧機等により植栽工事や舗装工事、排水工事等を行う。																																																																																																								
緑地整備工事	広場の整備、管理事務所・トイレの建設等を行う。																																																																																																								
区分	環境影響要因の区分	工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用																																																																																																				
		造成工事等	建設機械の稼働	工事用車両の走行	存在	土地又は工作物の	施設の稼働	関係車両の走行																																																																																																	
評価項目	評価細目																																																																																																								
	廃棄物・発生土	○					○																																																																																																		
	発生土	◎																																																																																																							
<p>(5) 主要施設の概要</p>	<p>【実施計画書 p. 3-3-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみピット容量：約 9,950m<sup>3</sup> (施設規模の 7 日分、単位容積重量：0.1922 t/m<sup>3</sup>)</li> <li>煙突高さ：59m</li> </ul>	<p>【予測評価書案 p. 115】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみピット容量：約 10,050m<sup>3</sup> (施設規模の 7 日分、単位容積重量：0.1903 t/m<sup>3</sup>)</li> <li>煙突高さ：80m</li> </ul>	<p>ごみ質データの更新により、単位容積重量が変わったため、容量を見直しました。</p> <p>地元住民等で構成される委員会等において検討し、整備検討委員会で審議し決定しました。</p>																																																																																																						

実施計画書からの変更内容

項目	実施計画書	予測評価書案	変更理由等																																																																																																												
(6) 排ガスの基準	<p>【実施計画書 p. 3-3-9】</p> <p style="text-align: center;">表 3-3-2 排ガスの基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>自主規制値</th> <th>法規制値</th> <th>条例による規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.01 g/m<sup>3</sup>以下</td> <td>0.04 g/m<sup>3</sup>以下</td> <td>0.04 g/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>硫酸酸化物</td> <td>50 ppm以下</td> <td>823 ppm以下<sup>注1)</sup></td> <td>注2</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>30 ppm以下</td> <td>430 ppm以下</td> <td>430 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>50 ppm以下</td> <td>250 ppm以下</td> <td>注3</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>0.05 ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下</td> <td>0.1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下</td> <td>0.1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>—</td> <td>0.03 mg/m<sup>3</sup>以下<sup>注4)</sup></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5mg/ m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10mg/ m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素(4時間平均)</td> <td>30 ppm以下</td> <td>100 ppm以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: K値は規制式に用いる値で煙突有効高さ60m、排ガス量を5万m<sup>3</sup>/hとした場合、硫酸酸化物の濃度は823ppmと計算される。</p> <p>注2: 硫酸酸化物の量の許容限度は以下の式で算定する。  <math>Q = 4.0W^{0.928} + 2.0 \{(W+W_i)^{0.928} - W^{0.928}\}</math>                      Q: 硫酸酸化物の量 (m<sup>3</sup>/h)                      W: 事業所に昭和62年9月10日前から設置されている全ての指定施設等において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (KL/h) の合計量                      W<sub>i</sub>: 事業所に昭和62年9月10日以後新たに設置された全ての指定施設等において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (KL/h) と指定施設及び法許可浄化等処理施設のうち、昭和62年9月10日以後に構造等の変更がされた全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (KL/h) の合計量                      廃棄物(廃棄物焼却炉において焼却されるものに限る。)の重油の量への換算は、次の表により算定する。</p> <table border="1" style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>重油 10L に相当する量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物</td> <td>60kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>注3: 窒素酸化物の量の許容限度は以下の式で算定する。  <math>Q = 1.50W^{0.95} + 1.05 \{(W+W_i)^{0.95} - W^{0.95}\}</math>                      Q: 窒素酸化物の量 (m<sup>3</sup>/h)                      W: 事業所に昭和57年4月1日前から設置されている排煙発生施設等において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの常用最大の量 (KL/h) の合計量                      W<sub>i</sub>: 事業所に昭和57年4月1日以後新たに設置された全ての排煙発生施設等において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (KL/h) と排煙発生施設のうち、昭和57年4月1日以後に構造等の変更がされた全ての排煙発生施設等において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (KL/h) を合計した量の常用最大の量 (KL/h)                      廃棄物の量の重油の量への換算方法は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>原料の種類</th> <th>原料の量</th> <th>重油の量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物</td> <td>1kg</td> <td>0.55L</td> </tr> </tbody> </table> <p>注4: 自主規制値は、法規制値及び条例による規制値と同様、施設の運転を停止して原因を調査するための基準値である。</p> <p>注5: 水銀に係る法規制値(大気汚染防止法の一部改正)の施行期日は、平成30年4月1日の予定である。</p>	項目	自主規制値	法規制値	条例による規制値	ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> 以下	0.04 g/m <sup>3</sup> 以下	0.04 g/m <sup>3</sup> 以下	硫酸酸化物	50 ppm以下	823 ppm以下 <sup>注1)</sup>	注2	塩化水素	30 ppm以下	430 ppm以下	430 ppm以下	窒素酸化物	50 ppm以下	250 ppm以下	注3	ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	水銀	—	0.03 mg/m <sup>3</sup> 以下 <sup>注4)</sup>	—	カドミウム	—	—	0.5mg/ m <sup>3</sup> 以下	鉛	—	—	10mg/ m <sup>3</sup> 以下	一酸化炭素(4時間平均)	30 ppm以下	100 ppm以下	—	種類	重油 10L に相当する量	廃棄物	60kg	原料の種類	原料の量	重油の量	廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1kg	0.55L	<p>【予測評価書案 p. 127】</p> <p style="text-align: center;">表 4-3-3 排ガスの基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>自主規制値<sup>注5)</sup></th> <th>法規制値</th> <th>条例による規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん</td> <td>0.005g/m<sup>3</sup>以下</td> <td>0.04 g/m<sup>3</sup>以下</td> <td>0.05 g/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>硫酸酸化物</td> <td>10 ppm以下</td> <td>2,427 ppm以下<sup>注1)</sup></td> <td>80 ppm以下<sup>注2)</sup></td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>10 ppm以下</td> <td>430 ppm以下</td> <td>430 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>20 ppm以下</td> <td>250 ppm以下</td> <td>132 ppm以下<sup>注3)</sup></td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素</td> <td>30 ppm以下 (4時間平均)</td> <td>100 ppm以下 (1時間平均)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>0.01ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下</td> <td>0.1 ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水銀</td> <td>0.03 mg/m<sup>3</sup>以下</td> <td>0.03 mg/m<sup>3</sup>以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) K値は規制式に用いる値で煙突高さ80m、排ガス量(乾き)を45,500 m<sup>3</sup>/hとした場合、硫酸酸化物の濃度は2,427ppmと計算される。</p> <p>注2) 硫酸酸化物の量の許容限度は以下の式で算定する。  <math>Q = 4.0W^{0.928} + 2.0 \{(W+W_i)^{0.928} - W^{0.928}\}</math>                      Q: 硫酸酸化物の量 (m<sup>3</sup>/h)                      W: 事業所に昭和62年9月10日前から設置されている全ての指定施設等において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (KL/h) の合計量                      W<sub>i</sub>: 事業所に昭和62年9月10日以後新たに設置された全ての指定施設等において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (KL/h) と指定施設及び法許可浄化等処理施設のうち、昭和62年9月10日以後に構造等の変更がされた全ての指定施設及び法許可浄化等処理施設において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (KL/h) の合計量                      廃棄物(廃棄物焼却炉において焼却されるものに限る。)の重油の量への換算は、次の表により算定する。</p> <table border="1" style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>重油 10L に相当する量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物</td> <td>60kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>注3) 窒素酸化物の量の許容限度は以下の式で算定する。  <math>Q = 1.50W^{0.95} + 1.05 \{(W+W_i)^{0.95} - W^{0.95}\}</math>                      Q: 窒素酸化物の量 (m<sup>3</sup>/h)                      W: 事業所に昭和57年4月1日前から設置されている排煙発生施設等において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの常用最大の量 (KL/h) の合計量                      W<sub>i</sub>: 事業所に昭和57年4月1日以後新たに設置された全ての排煙発生施設等において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (KL/h) と排煙発生施設のうち、昭和57年4月1日以後に構造等の変更がされた全ての排煙発生施設等において使用される原料及び燃料の量のうち、当該構造等の変更により増加した部分の原料及び燃料の量を重油の量に換算した量 (KL/h) を合計した量の常用最大の量 (KL/h)                      廃棄物の量の重油の量への換算方法は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>原料の種類</th> <th>原料の量</th> <th>重油の量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物</td> <td>1kg</td> <td>0.55L</td> </tr> </tbody> </table> <p>注4) 自主規制値は、施設の運転を停止して原因を調査するための基準値である。</p> <p>注5) <u>カドミウム、鉛、アンモニア、シアン、ふっ素、塩素及び硫化水素は県条例を遵守する。</u></p> <table border="1" style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条例による規制値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム</td> <td>0.5 mg/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>10 mg/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>アンモニア</td> <td>50 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>シアン</td> <td>11.6 ng/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>ふっ素</td> <td>2.5 mg/m<sup>3</sup>以下</td> </tr> <tr> <td>塩素</td> <td>1 ppm以下</td> </tr> <tr> <td>硫化水素</td> <td>10 ppm以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	自主規制値 <sup>注5)</sup>	法規制値	条例による規制値	ばいじん	0.005g/m <sup>3</sup> 以下	0.04 g/m <sup>3</sup> 以下	0.05 g/m <sup>3</sup> 以下	硫酸酸化物	10 ppm以下	2,427 ppm以下 <sup>注1)</sup>	80 ppm以下 <sup>注2)</sup>	塩化水素	10 ppm以下	430 ppm以下	430 ppm以下	窒素酸化物	20 ppm以下	250 ppm以下	132 ppm以下 <sup>注3)</sup>	一酸化炭素	30 ppm以下 (4時間平均)	100 ppm以下 (1時間平均)	—	ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	—	水銀	0.03 mg/m <sup>3</sup> 以下	0.03 mg/m <sup>3</sup> 以下	—	種類	重油 10L に相当する量	廃棄物	60kg	原料の種類	原料の量	重油の量	廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1kg	0.55L	項目	条例による規制値	カドミウム	0.5 mg/m <sup>3</sup> 以下	鉛	10 mg/m <sup>3</sup> 以下	アンモニア	50 ppm以下	シアン	11.6 ng/m <sup>3</sup> 以下	ふっ素	2.5 mg/m <sup>3</sup> 以下	塩素	1 ppm以下	硫化水素	10 ppm以下	<p>近年のごみ処理技術の高度化により、周辺環境への影響をより低減させることを目的に、さらに厳しい自主規制値としました。</p> <p>ダイオキシンは、ダイオキシン類特別措置法で規定する「特定施設」に該当し、同法により排出規制を受けており、大気汚染防止法規制項目と同様の考えのもと、自主規制値を設定しました。</p> <p>一酸化炭素は、自主規制値としていますが焼却炉の完全燃焼状況の目安として運用される指標であり、ダイオキシン類発生抑制の観点から「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン(4時間平均30ppm以下)」で定める維持管理基準を準拠することとしました。</p> <p>水銀は、大気汚染防止法の趣旨とは異なり、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという水俣条約の趣旨に沿って、水銀等の大気排出量をできる限り抑制することを目的としています。国による排出基準は、「水銀の大気排出量をできる限り抑制していくことを目指し、利用可能な最良の技術に適合した値であって、経済的かつ技術的考慮を払いつつ、現実的に排出抑制が可能なレベルに設定する」とした規制値が設定されているため、国の基準を遵守することとしました。</p> <p>カドミウム、鉛などの県条例規制項目は、県の実情に応じて条例により法律に無い新たな規制項目を追加した「横出し規制」であり、県条例の規制値を用いた事前検討において、最大着地濃度は各項目において定められている指針値や許容濃度と比べても著しく低く、環境へ与える影響は極めて軽微であることから、県条例を遵守することとしました。</p>
項目	自主規制値	法規制値	条例による規制値																																																																																																												
ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> 以下	0.04 g/m <sup>3</sup> 以下	0.04 g/m <sup>3</sup> 以下																																																																																																												
硫酸酸化物	50 ppm以下	823 ppm以下 <sup>注1)</sup>	注2																																																																																																												
塩化水素	30 ppm以下	430 ppm以下	430 ppm以下																																																																																																												
窒素酸化物	50 ppm以下	250 ppm以下	注3																																																																																																												
ダイオキシン類	0.05 ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下																																																																																																												
水銀	—	0.03 mg/m <sup>3</sup> 以下 <sup>注4)</sup>	—																																																																																																												
カドミウム	—	—	0.5mg/ m <sup>3</sup> 以下																																																																																																												
鉛	—	—	10mg/ m <sup>3</sup> 以下																																																																																																												
一酸化炭素(4時間平均)	30 ppm以下	100 ppm以下	—																																																																																																												
種類	重油 10L に相当する量																																																																																																														
廃棄物	60kg																																																																																																														
原料の種類	原料の量	重油の量																																																																																																													
廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1kg	0.55L																																																																																																													
項目	自主規制値 <sup>注5)</sup>	法規制値	条例による規制値																																																																																																												
ばいじん	0.005g/m <sup>3</sup> 以下	0.04 g/m <sup>3</sup> 以下	0.05 g/m <sup>3</sup> 以下																																																																																																												
硫酸酸化物	10 ppm以下	2,427 ppm以下 <sup>注1)</sup>	80 ppm以下 <sup>注2)</sup>																																																																																																												
塩化水素	10 ppm以下	430 ppm以下	430 ppm以下																																																																																																												
窒素酸化物	20 ppm以下	250 ppm以下	132 ppm以下 <sup>注3)</sup>																																																																																																												
一酸化炭素	30 ppm以下 (4時間平均)	100 ppm以下 (1時間平均)	—																																																																																																												
ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	—																																																																																																												
水銀	0.03 mg/m <sup>3</sup> 以下	0.03 mg/m <sup>3</sup> 以下	—																																																																																																												
種類	重油 10L に相当する量																																																																																																														
廃棄物	60kg																																																																																																														
原料の種類	原料の量	重油の量																																																																																																													
廃棄物焼却炉において焼却される一般廃棄物	1kg	0.55L																																																																																																													
項目	条例による規制値																																																																																																														
カドミウム	0.5 mg/m <sup>3</sup> 以下																																																																																																														
鉛	10 mg/m <sup>3</sup> 以下																																																																																																														
アンモニア	50 ppm以下																																																																																																														
シアン	11.6 ng/m <sup>3</sup> 以下																																																																																																														
ふっ素	2.5 mg/m <sup>3</sup> 以下																																																																																																														
塩素	1 ppm以下																																																																																																														
硫化水素	10 ppm以下																																																																																																														